

学校評価 について

学校評価は、「学校教育法施行規則」などに
基づいて行われます。

学校教育法施行規則

第66条…小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校
運営の状況について、自ら評価を行い、その結
果を公表するものとする。

2…前項の評価を行うに当たっては、小学校は、そ
の実情に応じ、適切な項目を設定して行うもの
とする。

第67条…小学校は、前条第1項の規定による評価の結果
を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の
当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）
による評価を行い、その結果を公表するよう努
めるものとする。

第68条…小学校は、第66条第1項の規定による評価の結
果及び前条の規定により評価を行った場合はそ
の結果を、当該小学校の設置者に報告するもの
とする。

※中学校、特別支援学校に準用する。

「さいたま市学校評価ガイドライン」を策定しました。

☆このガイドラインは、さいたま市における学校評価システムの改
善充実を図る観点から、学校評価の目的、方法、自己評価及び学校
関係者評価の具体的な進め方等について示しています。

☆本パンフレットは、「さいたま市学校評価ガイドライン」（平成20年
3月さいたま市教育委員会）をもとに作成しています。



八都県市首脳会議

八都県市では、「今 大切なのは 家
族で 元氣・学び・会話」をキャッチ
フレーズに「すくすく のびのび 子
どもの生活習慣改善」キャンペーンを
実施しています。



～学校、家庭、地域の連携協力による学校づくりを目指して～



さいたま市の 学校評価



● 学校評価に関するお問い合わせは ●

さいたま市教育委員会学校教育部指導1課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話 048-829-1659

ホームページ <http://gakkouyouiku.saitama-city.ed.jp/>

さいたま市教育委員会

「学校評価」とは何ですか？

学校評価とは、教職員や児童生徒、保護者、地域住民が教育活動等について意見交換を行うことにより、相互理解を深め、学校の教育活動等の改善充実を図る仕組みです。

学校評価は、保護者、地域の方々によるアンケート等を参考に学校自らが行う「自己評価」と、学校関係者評価委員（保護者、地域の代表者等）が行う「学校関係者評価」により進められます。



「学校評価」により期待されることは何ですか？

開かれた学校づくり

学校評価を通して、保護者や地域の方々から教育活動等に対する理解と参画を得て、開かれた学校づくりを進めることができます。

教育活動等の改善

学校評価を通して、各学校が教育活動等についての目標を設定し、その達成に向けた取組を評価することにより、教育活動等の組織的・継続的な改善が図られます。

教育の質の向上

学校評価の結果に応じて、さいたま市教育委員会が学校に対する支援等を行うことにより、教育の質の向上が図られます。

「学校評価」はどのように進められるのですか？

PLAN 目標を設定します

- ◆学校の教育目標等の設定
- ◆評価項目等の決定

※学校の教育目標等について、学校だより、ホームページ、PTA総会、保護者会等でお知らせします。

DO 実行します

- ◆教育活動の実施
- ◆教育活動の公開

※学校の教育目標等の実現を目指した教育活動を実施、公開します。

CHECK 評価を行います

- ◆学校評価(自己評価、学校関係者評価)の実施
- ◆評価結果の分析
- ◆改善策の検討

※児童生徒、保護者、地域の方々から寄せられた意見や要望、アンケート結果を活用します。

ACTION 改善します

- ◆改善策の積極的実施

※評価結果を踏まえた改善策に基づき、教育活動等の改善を行います。

学校

家庭
地域

学校関係者
評価委員

目標の説明・公表



学校公開(学校行事、授業等)、保護者会等に参加し、教育活動等を把握し、意見交換を行います。

意見交換

意見交換

教育活動等への声をアンケートにより届けます。



意見

意見交換
・学校から、自己評価の結果の提示
・学校関係者評価委員から、学校関係者評価の結果の提示



《学校関係者評価委員会の実施》

学校から学校評価についての説明を聞きます。
(目標、評価スケジュール、評価項目等)

《学校関係者評価委員の訪問等》

学校への訪問等により、授業参観や教職員との意見交換を実施して、情報収集を行います。

《学校関係者評価委員会の実施》

学校が行った自己評価について評価します。

学校評価の結果の説明・公表